

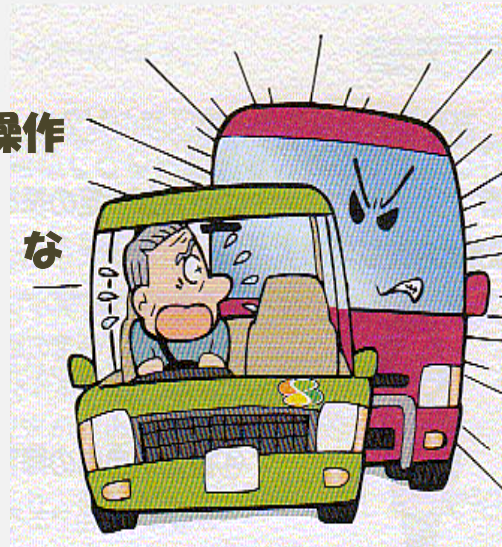
「あおり運転」はぜったい**ダメ**



- 前方の自動車に激しく接近し、もっと速く走るように挑発する「あおり運転」
 - 後車に急ブレーキをかけさせたり、急ハンドル操作をとらせる「危険な進路変更」
 - 危険防止を理由としない「不必要な急ブレーキ」など
- 通行の妨害を目的とした運転は、

人命に関わる悪質・危険な行為

絶対にやめましょう。



こうした運転は道路交通法で禁止され、罰則が設けられています。

「異常接近」…法第26条（車間距離保持義務違反）

「急な割り込み」…法第26条の2 第2項（進路変更禁止違反）

「不必要な急ブレーキ」…法第24条（急ブレーキ禁止違反）

「幅寄せ」…法第70条（安全運転義務違反）

法第71条第5号の4（初心運転者等保護義務違反）など

※ 運転の態様、当事者の認識、周囲の道路状況等に照らして、行為が相手運転者に対する有形力の行使と認められる場合は、暴行罪（刑法第208条）等が成立する場合があります。

悪質・危険な運転を原因とした交通事故により、人を死傷させた場合は、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条）が適用される場合があります。

【罰 則】 死亡させた場合：1年以上の有期懲役、負傷させた場合：15年以下の懲役

【違反点数】 死亡させた場合：62点、負傷させた場合：怪我の程度により45点～55点



☆ 危険な運転者に追われるなどした場合は、サービスエリアやパーキングエリア等、交通事故に遭わない場所へ避難し、110番通報しましょう。

☆ 「あおり運転」等の悪質・危険な運転は厳正な取締りの対象となり、富山県警察では、こうした行為に対する指導取締りを強化しています。

☆ 運転者は自分本位ではなく、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って判断し、行動しましょう（速度に応じた適切な車両通行帯の利用や、追い越しをしようとする車への配慮などを忘れずに）。